

Japan

日本

日本におけるコーポレート・ガバナンスに関する問題のいくつかについては、日本の法令(会社支配の構造や手続については会社法、コーポレート・ガバナンスの状況の開示については金融商品取引法および開示に関する内閣府令等)および株式会社東京証券取引所の上場会社コーポレート・ガバナンス原則(同原則の尊重が有価証券上場規程第445条の2で規定されている。同原則は、<http://www.tse.or.jp/rules/cg/principles/index.html> にて入手可能)が対処している。金融商品取引法、関係内閣府令および上場会社コーポレート・ガバナンス原則は、インフォシス・テクノロジー・リミテッドのような日本における継続開示会社に対して、コーポレート・ガバナンスの状況(例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容、監査報酬の内容、内部監査の組織および手続等)の開示を求めている。当社は、本年次報告書においてこの情報を開示している。